成年後見関係事件の概況

~平成15年4月から平成16年3月~

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は,改正成年後見制度が導入されてから4年目である平成15年4月から 平成16年3月までの1年間における,全国の家庭裁判所の成年後見関係事件(後 見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件)の処理状況や終局した 成年後見関係事件について,その実態を取りまとめたものである。

なお,必要に応じて,制度導入1年目から3年目までの実情と比較しているが, 詳しくは,各年の「成年後見関係事件の概況」(「裁判所」のホームページ(http://www.c ourts.go.jp/)の「最高裁判所ホームページ」中,「司法統計」の「その他の統計情報」)を参照 されたい。(以下の数値はいずれも概数である。)

1 申立件数について(資料1)

成年後見関係事件(後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選 任事件)の申立件数は合計で17,086件(前年は15,151件)に達 しており,対前年比約13%(前年は約37%)の増加となっている。

後見開始の審判の申立件数は14,462件(前年は12,746件)で 対前年比で約13%(前年は約37%)の増加となっている。

保佐開始の審判の申立件数は1,627件(前年は1,521件)で,対 前年比約7%(前年は約46%)の増加となっている。

補助開始の審判の申立件数は805件(前年は737件)で,対前年比約 9%(前年は約14%)の増加となっている。

任意後見監督人選任の審判の申立件数は192件(前年は147件)で, 対前年比約31%(前年は約43%)の増加となっている。

- ・ 成年後見関係事件の申立件数は、依然として増加している。1年目と比べる
 と、後見開始の審判の申立件数は約94パーセントの増加、保佐開始の審判の
 申立件数は約84パーセントの増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は、1年目の約3.8倍となり、著しく増加している。これは、任意後見契約の締結件数が増加する傾向にあること、
 任意後見制度では、契約の締結からある程度の期間が経過した後に任意後見監

督人選任の審判の申立てがされることが通常であることによるものと考えられる。なお,平成15年4月から平成16年3月までの任意後見契約締結の登記は合計2,521件(前年は1,801件)である。



(資料1) 成年後見関係事件申立件数表

- (注) 各年度の件数は,それぞれ当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数である。
- 2 終局区分について(資料2)

成年後見関係事件の既済事件合計17,483件のうち,認容で終局した ものは約81%(前年は約77%)であり,却下で終局したものはほとんど ない。

(資料2) 成年後見関係事件終局区分別件数表

(件数)	総数	後見開始			保	佐 開	始	補	助 開	始	任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認 容	却下	その他	認 容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	17,483	12,023	57	2,758	1,316	14	294	670	8	156	147	3	37



(注) その他には, 取下げ, 本人死亡等による当然終了, 移送などを含む。

3 審理期間について(資料3)

成年後見関係事件の既済事件合計17,483件のうち,3箇月以内に終 局したものが全体の約46%(前年は約40%),4箇月以内に終局したも のが全体の約62%(前年は約56%)であり,前年と比べて,審理期間が 短縮している。



(資料3) 成年後見関係事件審理期間別の割合

4 申立人と本人との関係について(資料4)

申立人については,本人の子が最も多く全体の約36%(前年は約37%)を占め,本人の兄弟姉妹が約19%(前年も約19%),配偶者が約1 2%(前年は約14%),本人の親が約13%(前年は約11%)となっている。

市町村長が申し立てたものは437件(約2.5%)で,前年の258件 (約1.9%)に比べ約69%の増加となっている。

- ・ 申立人と本人との関係については,前年と比べて大きな変化はないが,市町 村長による申立てが1年目と比べ約19倍となり年々増加していることが注目 される。平成13年度から厚生労働省の「成年後見制度利用支援事業」が開始 されたことなどを受け,市町村の制度利用に向けての取組が進んでいることが 背景にあるものと思われる。
- (資料4) 成年後見関係事件における申立人と本人との関係別割合



(注) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

5 本人の男女別・年齢別割合について(資料5)

年齢別割合は,総じてほぼ前年並みの比率となっている。 男性では,70歳代と80歳以上が最も多くいずれも全体の約18%(前 年はそれぞれ約19%,約17%)を占め,次いで50歳代の約16%(前 年は約18%)となっている。 女性では,80歳以上が最も多く全体の約40%(前年は約41%)を占 め,次いで70歳代の約26%(前年は約25%)となっている。 本人が65歳以上のものは,男性では全体の約44%(前年は約45%) を,女性では全体の約72%(前年は約73%)を占めている。



(資料5) 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合

(注) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを 対象とした。 6 申立ての動機について(資料6)

前年と同様,財産管理処分を主な申立ての動機とするものが最も多く,次 いで,身上監護,遺産分割協議となっている。 介護保険契約の締結を主な動機とするものは約3.8%(前年は約3.4%)である。

(資料6) 成年後見関係事件における申立ての動機別割合



- (注) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- 7 本人の生活状況について(資料7)

本人の生活状況をみると,病院に入院しているものが最も多く全体の約3 6%(前年は約38%)を占めている。次いで家族との同居が約23%(前 年は約25%),老人ホームが約21%(前年は約20%)となっており, ほぼ前年並みの比率となっている。

(資料7) 成年後見関係事件における本人の生活状況別割合



(注) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

8 鑑定について(資料8,9)



 ・ 鑑定を実施した成年後見関係事件のうち,約79%の事件の鑑定期間が2箇 月以内となっている。また,鑑定の費用は,約97%の事件で10万円以下と なっている。各家庭裁判所における医師等との連携の取組が行われていること, 鑑定書作成のガイドラインの利用が進みつつあることにより,鑑定の円滑な運 用が図られているということができよう。

(資料8) 鑑定期間別割合



(注)後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち,鑑定を実施した ものを対象とした。

(資料9) 成年後見関係事件鑑定費用別割合



- (注) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち,鑑定を実施した ものを対象とした。
- 9 成年後見人等と本人との関係について(資料10)

成年後見人等(成年後見人,保佐人及び補助人)と本人の関係をみると, 子,兄弟姉妹,配偶者,親,その他の親族が成年後見人等に選任されたもの が全体の約83%(前年は約84%)を占めているが,その割合は年々減少 傾向にある。

親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは全体の約17%(前年は約16%)と年々増加傾向にある。その内訳は,弁護士が952件(前年は760件)で,対前年比で約25%の増加,司法書士等が1390件 (前年は814件)で,対前年比で約71%の増加となっている。司法書士 等のうち,司法書士は999件で全体の約7.0%,社会福祉士は313件 で全体の約2.2%である。また,法人が成年後見人等に選任されたものは 71件(前年は62件)で,対前年比で約15%の増加となっている。

- 前年に引き続き,親族以外の第三者が成年後見人等に選任される割合が高まっていることが注目される。親族以外の第三者としては,弁護士,司法書士,社会福祉士,税理士等が選任されている。
- 法人が成年後見人等に選任された事案も増加しており,選任された法人には,

社団法人成年後見センター・リーガルサポート,社会福祉協議会,福祉公社等が ある。

(資料10) 成年後見人等と本人の関係別割合



(注) 後見開始,保佐開始及び補助開始事件のうち,認容で終局したものを対象とした。